

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告の現状とおもい



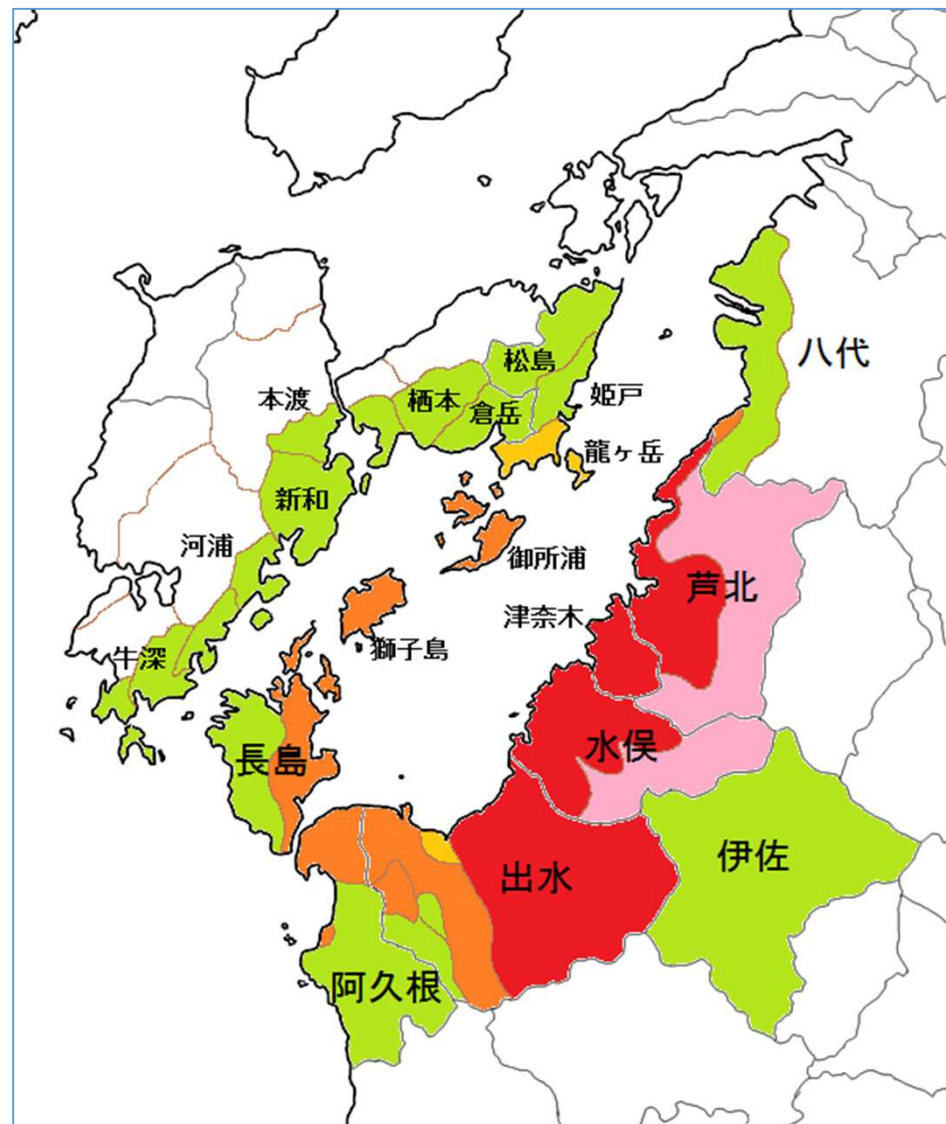
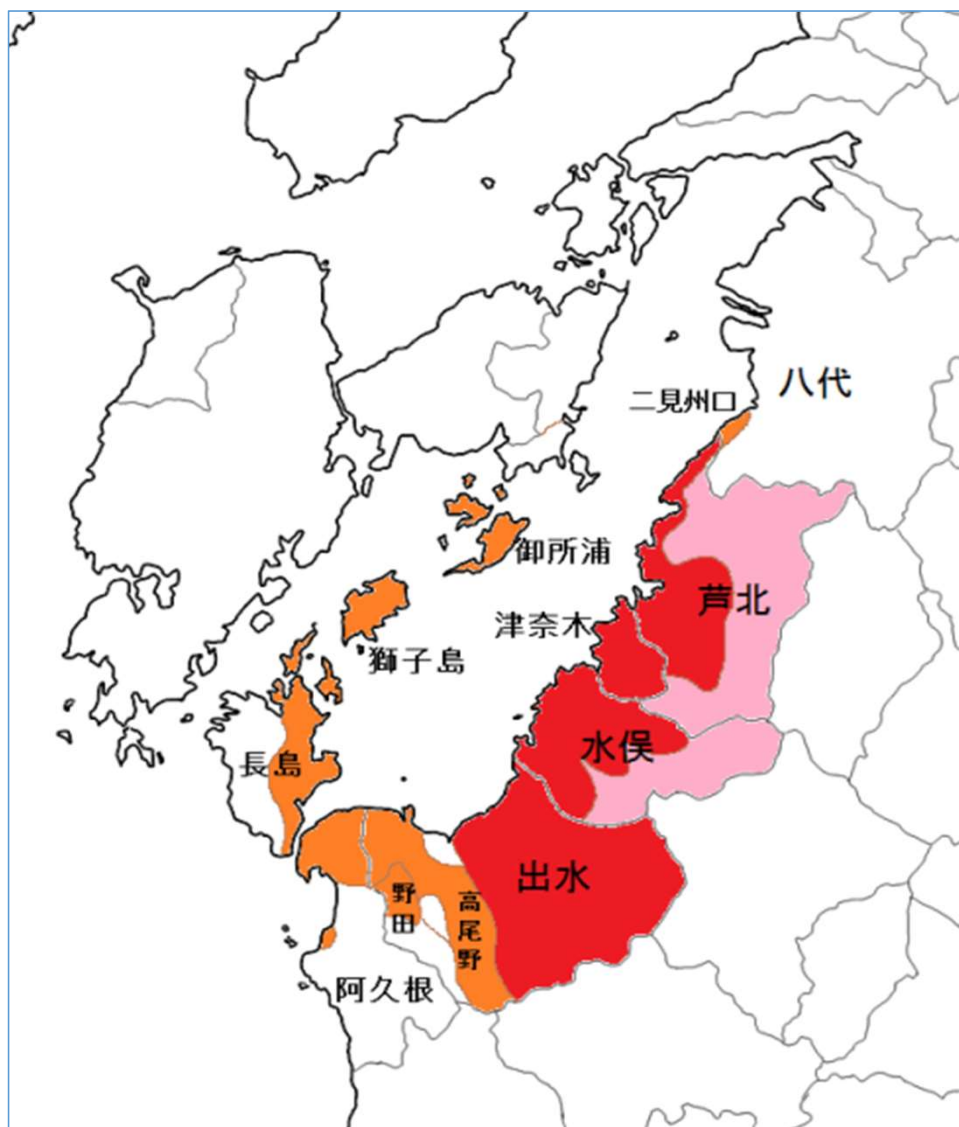
2024年10月
ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告団団長・森正直

スライド 1

水俣病患者総数(熊本県、鹿児島県・新潟県) 2023年4月末

	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計	備考
行政認定患者数	1,791	493	716	3,000	
1995年政治解決策による救済者数	8,834	2,706	799	12,339	
ノーモアミナマター次訴訟による救済者数			171	2,965	熊本・鹿児島については県別には未集計で2,794人
水俣病特措法による救済者数	37,613	15,543	1,988	55,144	
保健手帳からの切替	14,797	1,998	29	16,824	
一時金＋医療費他	19,306	11,127	1,816	32,249	
医療費のみ	3,510	2,418	143	6,071	
合計	48,238	18,742	3,674	73,448	

スライド 2



半世紀 つかんだ喜び

水俣病関西訴訟 最高裁判決

入院のベッド不自由な手で拍手

89歳「本当に良かった」



原告の代表者として訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。

原告の代表者として訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。

誇りのもてる裁判 原告団長

原告団長の一人、89歳の原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。

国・県、真摯に考えて

原告団長の一人、89歳の原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。

画期的な判断 訴訟団が表明

訴訟団が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。原告は、訴訟を通じて、水俣病被害者訴訟の責任を負った水俣病被害者訴訟の代表者として、89歳の原告が、最高裁判決を前に、入院先の病室で拍手を打った。

医療機関評価認定施設
佐田病院
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL:03-791-6391
ホームページ http://www.sada-h.or.jp/

県、独自案を正式提示

水俣病対策
2004.11.18

厚生委 各派持ち帰り協議

水俣病の被害拡大に對する国と熊本県の責任が確定した水俣病関西訴訟原告裁判決を受け、県は十八日午前、県議会厚生常任委員会（元木義行委員長）に、未認定患者に療養費を自己国費、県費を投入することなどからなる新たな水俣病対策案を正式に提示した。

環境調査の患者らを支援するボランティア団体などへの県費助成も提唱している。

県の独自試算によると、新対策案による療養費支給対象者は、現行の約八千九百人を含めて三万四千人（熊本、鹿児島両県分）。年間の事業費は、最大で熊本分が約十

八億六千万円、鹿児島分が約十五億六千万円の計三十四億二千万円に上るとみている。

県は巨額の事業費投入には、行政責任が確定した国と熊本県の双方が実施主体となり、費用負担することが不可欠と判断。国の協力を強く求め、最大で熊本分が約十

をまとめる方針。県は県議会に了承を得た上で、今後、二府省など関係各省委員会に入る。

対策案は現行の政府解法に基づき水俣病総合対策の制度拡充

に加え、関西訴訟水俣病原告の対象外でも一定の健康被害を受けている人たちへの療養費支給が柱。さらに、①不知火海沿岸に居住歴のある約四十

潮谷義子知事は「熊本県の責任を果たすため、県として、また国と共同で何ができるのか誠心誠意取り組んでいきた」と決意を述べ、県議会の理解を求めた。

各委員は所属会派に對し、案を持ち帰って協議、早急な対応として早急に意見

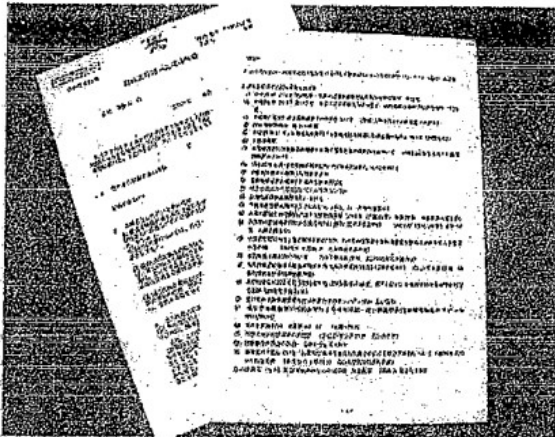


水俣病対策案について提案する潮谷知事
—18日午前、県議会厚生常任委員会

（以下は新聞記事の本文の複製と思われる文字列）

「科学的裏付けなし」

環境省開示 関係者が批判



環境省が開示した、水俣病認定審査運用の新通知作成の際に参考にした資料一覧のコピー

水俣病認定基準の運用で、環境省が昨年8月に出した新通知の作成にあたり参考とした資料が23日までに明らかになった。過去の水俣病訴訟の判決や法律

などが中心で、関係者は「最新の医学的知見は見当たらない」と新通知の妥当性に疑問を投げ掛けている。新通知の取り消しを求める控訴審訴訟の原告が同

省に開示請求した。新通知は単一症状で水俣病と認めた2018年の最高裁判決を受け、混乱状態となった県の認定審査への指針として出された。申請者が単一症状の場合、水銀の暴露歴や居住歴など客観的資料での確認を要請。発症時期が水銀摂取後1カ月〜1

年程度なら因果関係が高いなどとしている。同省が開示した26点のうち半分は、最高裁判決や未認定患者の救済の在り方を示した1991年の中央公害対策審議会の答申など。ほかは、弁護士会や医学会などの決議や声明

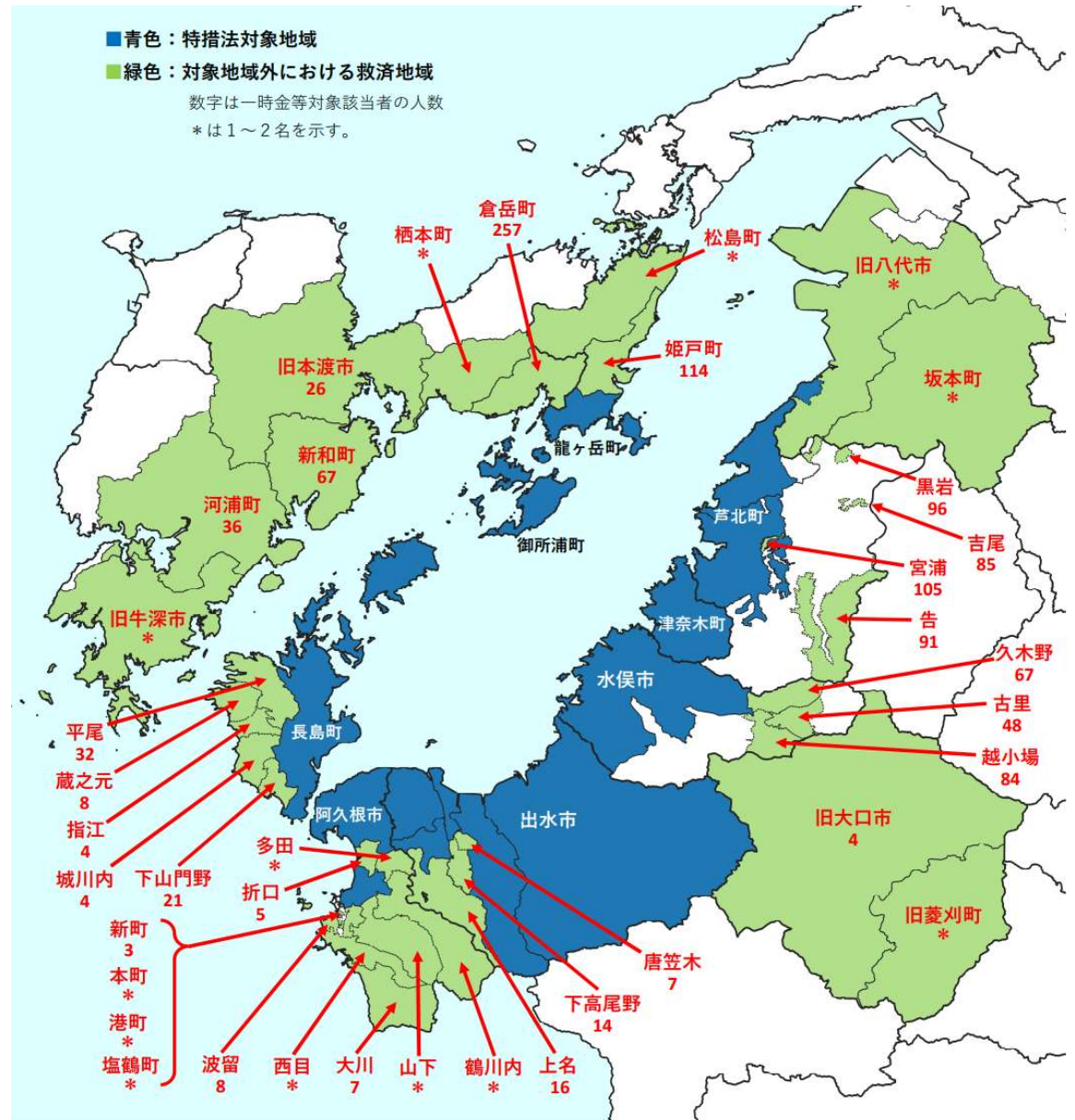
がほとんどだった。同省が実施した県の認定審査の記録や決裁経緯の調査、新通知そのものの素案は「資料が存在しない」として開示されなかった。開示請求した原告弁護団事務局は「新通知の内容を科学的に裏付ける資料はなかった。過去の裁判で指摘されているのに考慮した形跡がない」と批判。同省特殊疾病対策室は「医学的知見は検討の土台にした。開示した資料は全てではない」としている。取り消し訴訟は水俣病被害者互助会の佐藤英樹会長(60)が提起し、25日に東京高裁で控訴審判決が言い渡される。(山口尚久)

スライド 6



スライド 8

地域外(緑)で救済された人たち



ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟



私の生い立ちと被害について



スライド 10



**水俣病は、
誰もが安心して暮らせる環境と
いのちと健康を守る環境行政を国民の手に取り戻す闘い
未来の子供たちのために**



ご清聴ありがとうございました。